

『散木奇歌集』八五六番歌注の伝承と変容 —「注釈の世界の『日本紀』」生成の一事例—

福島 尚

一 はじめに

中世の『伊勢物語』の注釈の一本である『彰考館本伊勢物語抄』に、『伊勢物語』第百二十段の和歌「近江なるつしまのまつりとくせなんつれなき人のなのかすみむ」についての注釈に関連した次のような記述が見いだせる。

にはんぎに、いはく、うさかのもりとて、ゑちうの国にあ

り。そのもりに、かみおはす。その神のまつりの日、ねぎのとを申時に、そのとしのうちに、おとこしたるかずを申さずる也。さて、すはゑもちてをんなのしりをうつ也。されば、しりうちのまつりとなんいへり。その心をまんようすに、いかにせむうさかのもりにみをすれば

君がしもとのかずならぬ身を

此哥のこゝろは、怨のこゝろなり。わがこふる女の、あひみ

たらましかば、かのまつりの日、呪言まうされて、しもとには、かの女うたれなましとよめり。堪、しもと。みをすればとは、神にく物をそなふるをいふなり。進食とかけり。しむ

しよくをば、みをしすと読也。(片桐洋一『伊勢物語の研究資料編』明治書院 昭和四十四年による。但し、私に句読点を改めた

部分がある。)

この記述によれば、越中国のうさかのしりうちのまつりのことは「にはんぎ(日本紀)」すなわち『日本書紀』にあるというが、実際に『日本書紀』にあたっても見いだせないし、また「まんようす(万葉集)」として引かれる和歌も、「万葉集」に見いだえない。つまり、これは中世古注にしばしば見られる「注釈の世界の『日本紀』・『中世万葉擬歌』(以上の術語については、徳江元正『中世古注と能』(『国文学 解釈と鑑賞』第五九巻一号 平成六

年十一月）及び片桐洋一「中世万葉擬歌とその周辺」（『万葉』一二二六号（昭和六十二年）を参照）の一事例であると思われるが、本稿においては、この事例においてかかる現象が生じた経緯を明らかにし、以下に記述してみようと思う。

二 鶴坂の尻打ちの祭の話の源泉

『彰考館本伊勢物語抄』にみられるような、うさかのしりうちの祭の話とそれを本説として詠まれた和歌とを記した、最古の文獻は「俊頼體脳」であると思われる。該当部分を以下に引用する。

いかにせんうさかのもりにみわすともきみかしもとの
かすならぬみを

これは越中「後イ」国にうさかの明神と申す神のまつりの日、榊のしもと、「イ无」して女のおとこしたるかずにしたがひてうつなり。女のそのをりになりて、祢宜にしりをませてふせり。ねぎ、しもとをもちて数をとふ。かずのごとくに、はじめのなべの「とし。おほる「かイ」るおんなは、はぢがましさにかくしてすこしをいへば、たちまちに、はなだに「にはなちに」の五字「イ无」とす】はなぢあえ「本ノマ・」て、まさゞまにはぢがる「まい」しきことのあるなり。たゞし、ふるき哥のみえねば、俊頼が哥をしばしかきて候なり。

右の引用は、京都大学附属図書館蔵久世家旧蔵『無名抄 俊頼』（以下、久世家本と略称）により、和歌の部分を除いて私に濁点・句読点を付し、原本の傍記は括弧にくくつて該当部分に注記した。また、隅付き括弧でくくつた部分は、引用者の私注である。この『俊頼體脳』の記事と『彰考館本伊勢物語抄』の記事とを比較してみると、「俊頼體脳」では、「しりうちの祭の話」を日本紀によるともしていいし、和歌も源俊頼の自詠としているし、またその三句目も「みわすとも」となつていて『彰考館本伊勢物語抄』の「みをすれば」とは異なつてゐる。念のために、広本（広本・略本の分類は、赤瀬知子「俊頼體脳」における享受と諸本—諸本論のための試論）（『国語国文』第五十一卷八号 昭和五十七年八月）による）においては、久世家本と同系統の静嘉堂文庫蔵『無名抄 俊頼』・宮内庁書陵部蔵『無名抄 俊頼』（久曾神昇氏の分類において顯昭本完本とされていたもの）や国会図書館蔵『俊頼體脳』（所謂「定家本」、以下、国会本と略称）、略本においては、島原松平文庫蔵・彰考館蔵・宮内庁書陵部蔵の『唯独自見抄』三本を参照してみたが、国会本及び『唯独自見抄』三本において、和歌の三句目が「みはすとも」となつてゐる他は、問題のある異同は見いだせなかつた。

さて、問題の和歌は、「俊頼體脳」にあるとおりに、俊頼の詠歌であつて、彼の家集である『散木奇歌集』第六神祇の部にも見

いださる。関根慶子・大井洋子『阿波本散木奇歌集 本文校異篇』（風間書房 昭和五十四年）によつて次に引用する。但し、校異には『冷泉家時雨亭叢書 第二十四卷 散木奇歌集』（朝日新聞社 平成五年）によつて、私に冷泉家本との校異を加える。なお、この和歌は、関根・大井前掲書では、八五六番という和歌番号が与えられており、『新編国歌大觀』においても同じ和歌番号が与えられているので、以下、『散木奇歌集』八五六番歌（あるいは、單に八五六番歌）と呼ぶことにする。

春宮大夫公実の許にてこひの心を

いかにせんうさかのもりに身わぬとも君かしもとのかすな
らぬ身を

「校異」「公実の」大「公実か」。「許にて」冷泉家本「もとへ
（「へ」を「に」に見せ消ち）て。終りに、大「よめる」あ
り（冷泉家本も「よめる」あり）。歌「身わぬ」類・神甲・
岸「みはす」、大（冷泉家本も）「みわす」、尚「身えす」。

関根・大井前掲書においては、阿波本を底本として、それに、
宮内庁書陵部藏本（十巻）・静嘉堂文庫藏間宮永好本（十巻）・群
書類從本（十巻）・内閣文庫藏大野広城本（十巻）・神宮文庫藏二
冊本（八巻）・国会図書館藏岸本由豆流旧藏本（十巻）・国会図書
館藏尚舍源忠房旧藏本（八巻）を校合しているが、右の校異によ
れば、この和歌の三句目に本文のゆれが見いださる。即ち、阿

波本・書陵部本・間宮本で「身わぬ」とあるところが、群書類從
本・神宮文庫甲本・岸本本では「みはす」、大野本・冷泉家本では「みわす」、尚舍本では「身えす」となつてゐる。そうすると
問題となるのは、俊頼の和歌として原初的なのはいずれの本文であるかということであるが、これはなかなかの難問である。草稿
本的性格を有する特異な本かといわれる（川村晃生「冷泉家時雨
亭叢書」第二四巻解題）朝日新聞社 平成五年）新出の冷泉家本を除く流布本諸本は、関根慶子『中古私家集の研究』（風間書房 昭和
四十二年）によれば、群書類從本系統と内閣文庫藏大野広城本系
統とに大別され、それらの諸本中で想定される一六二二首の全て
を有する最善本は群書類從本系統の阿波本であつて、阿波本の字
句の細部の誤脱を、同系統諸本並びに他系統諸本と照合して補つ
てゆくのが、『散木奇歌集』の本文整定のあるべき方法であると
いわれてはいる。しかし、平澤五郎『散木奇歌集伝本考』（斯道
文庫論集）第二十三輯・第二十七輯 昭和六十三年・平成四年）によ
れば、流布本諸本中には証本として確たる古鈔本の伝来をみぬと
もに、其の撰述経過も分明ならず、更には伝写本の経由も唐突に
して相承も辿るべくもなくして言わば跛行的な変遷のなかに転移
していた感が残り、『散木奇歌集』本文の晦渺性による訓詁注釈
を基底とする本文校訂は自ら伝本としての原態を漸次変形化させ
るに至つたことは否みがたいことであり、また阿波本も

『散木奇歌集』の最終形態を具備する伝存本として指定するばかりではないようであるけれども、阿波本をもつて絶対的な善本と考えうるかどうかは考慮の余地があるようである。今問題としている八五六番歌についていえば、阿波本等では、三句目が「身わぬとも」とあるが、このままでは意味が通じないようである。そのため、たとえば、池田富蔵『源俊頼の研究』（桜楓社、昭和四十八年）中の第四編「俊頼と『説話歌』論考」の第二章「俊頼の説話歌論」において

散木集のこの歌には「春宮大夫公実の許にてこひの心を」の題詞があり、「色葉和難集」には俊頼の説明をそのまま引用し、同じく俊頼のこの歌を例示している。ただ、「日本紀第七にみえたり。」とその出典を明らかにしているのは「和歌色葉」によつたものようである。しかし「和歌色葉」には「みをすれば」とあり、「みをすればとは神に物まゐらするをいふ也。進食とかけり。進食とはみをしすとよむなり。」と「俊頼口伝」にない説明を加えている。「色葉和難集」には「みわすとも」とあり、群書類從本『散木奇歌集』では「みはすとも」とある。散木集の間宮本、図書寮本では何れも「身わぬ」、神宮文庫乙本、尚倉源忠房旧藏本、大野広城本、上賀茂三手文庫藏本、岸本由豆流旧藏本はいずれも「見えず」とあり、これは俊頼口伝の訓と一致している。これによ

れば意味も明かになり、俊頼の原歌もおそらくこの訓みでなかつたかと思われる。

などと述べられているのであるが、『散木奇歌集』諸本の異同に関する記述は、後に関根・大井前掲書で訂正が加えられる以前の関根氏の旧著『散木奇歌集の研究と校本』（明治図書出版株式会社昭和二十七年）における錯誤を含む校異に基づいているようであり、なおかつ、参照された『俊頼體脳』も必ずしも善本ならざる「日本歌学大系」本であるようなので、右の見解には従えない。

『俊頼體脳』の比較的信頼の置ける本によるならば、三句目はむしろ「みわすとも」あるいは「みはすとも」であり、さらに藤原定家が書写せしめた冷泉家の本文「みわすとも」を参照すれば、確定的なことはいえないが、当該部分はもとは「みわすとも」となっていたのではないかと考えられる。

しかし、そのように本文を指定してみても、八五六番歌は難解な歌である。いま試みに、村上忠順『散木奇歌集標注』をみると、問題の箇所には「三句みはすともはみわにて神酒ミワス為ともにや」と注し、神に祭る酒「みわ」の用例として『万葉集』二〇二番歌を引いている。「みわ」の用例としては、俊頼自身が『俊頼體脳』にものせ、「みわ」即ち「神酒」の用例として知つていた『万葉集』三三二九番歌「いくしたてみわすゑまつるかんぬしのうすの玉かけみればともしも」を引いたほうが良いように思われるが、そ

した用例によって「みわす」を忠順のいうとおりに名詞「みわ」のサ変動詞化と見てよいかどうかなお検討すべきかと思う。

り、私に濁点・句読点等を付す。

ウサカノ森ハ越中ノ国ニ在。其神ノ祭ノ日、禰宜ノノト申時

ラヌ身ハ

八年六番歌は、俊頬自身が「俊頬體脳」に「ふるき哥のみえね

ば俊頬が哥をしばしかきて候なり」というように、從来和歌には

詠まれなかつた素材を和歌の詠作に持ち込もうとした俊頬の新し

い試みであつて、うさかの祭りを歌材とした後続作は、管窓の限

りにおいては、俊頬の子である俊惠の「さもこそは君をいのらめな

ぞやこはうさかの森の神もつれなき」(林葉集)七四〇番、「新編

國歌大觀」本)や津守国冬の「打ちはへてうきもうちからず成りや

せんうさかのつゑのかずならぬ身は」(嘉元百首)二一六七番、「新

編國歌大觀」本)ぐらいで、ほとんど詠作の世界には浸透しなかつ

たようだが、八五六番歌注自体は、院政期・鎌倉期の歌学書の世

界の中で伝承されている。

滝沢貞夫「和歌童蒙抄」について」(中古文学)二四号昭和五

十四年)にいわれるよう、藤原範兼の「和歌童蒙抄」(元永元年

(一一八)~大治二年(一二二七)頃の成立か)は、「俊頬體脳」の

多大な影響を受けて成立した歌学書である。次に引用する八五六

番歌注も、「俊頬體脳」を出典としていると考えられる。なお、引

用は「原装影印版古辞書叢刊」の尊經閣文庫藏本の複製本によ

テスハエヲ持テ、女ノシリヲウツ。サレバシリウチノ祭リト

ナン云伝ヘタル。又ミヲスレドトハ、神ニモノヲマキラスル

ヲイフ。進食ト書リ。委見日本紀第七。

これを「俊頬體脳」の該当部と比較して注意されるのは、「和

歌童蒙抄」において、歌の三句目が「ミヲスレド(静嘉堂文庫本

では「ミヲスレバ」と異なることと、それに伴つて「和

歌童蒙抄」には「又ミヲスレド(静嘉堂文庫本では「ミヲスレ

バ」)トハ、神ニモノヲマキラスルヲイフ。進食ト書リ。委見日

本紀第七」という「俊頬體脳」には見えない注釈が存在すること

である。また問題の和歌の作者を誰ともことわつていてない点も注

意される。

「和歌童蒙抄」の「又ミヲスレド(静嘉堂文庫本では「ミヲス

レバ」)トハ、神ニモノヲマキラスルヲイフ。進食ト書リ。委見

日本紀第七」の意味するところは、「ミヲスレド(ミヲスレバ)

という句は神に物を捧げることをいい、それは漢字表記すると「進食」となる、そしてその語についての委細は、「日本書紀」卷

七に見える、ということであろうと思われる。試みに『日本書紀』中に「進食」の用例を探つてみると、卷七景行紀に四例、卷九神功撰政前紀に一例、卷二十八天武紀に一例の計六例が見いだされる。一々用例は示さないが、そのいずれもが、「みをしす」と訓んで、天皇ないしは神功皇后・日本武尊といった天皇に準ずる者が食事をなさるという意味で用いられている。そのような『日本書紀』における「進食」の用例に関する知識を援用することによつて、範兼は問題の和歌に解釈を下しているわけだが、三句目を「ミヲスレド（ミヲスレバ）」としている点は不審である。

山田洋嗣「『和歌童蒙抄』の注釈——「古歌」の問題を中心として」（『和歌文学研究』第四九号 昭和五十九年）によれば、「和歌童蒙抄」において範兼は、注を付ける歌句のため、あるいはその注自体（それらの多くは漢籍か『日本書紀』の故事である）を示さんがために「古歌」と称して和歌を偽作しているらしいということである。『和歌童蒙抄』にそのような現象が見いだされるとするならば、いま問題としている和歌は、「古歌」として一首全体が偽作された和歌ではないけれども、「ミヲスレド（ミヲスレバ）」という句は、「又ミヲスレド（ミヲスレバ）トハ、神ニモノヲマキラスルライフ。進食ト書リ。委見日本紀第七」という『日本書紀』に関する知識に基づく注を示さんがためにことさら改められたものではないかと考えられそうに思われる。範兼は東宮

学士・大学頭を勤めた当代一流の儒者であり、「和歌童蒙抄」において大々的に漢籍や『日本書紀』等の国史や仏典等の故事を導入して儒家系の美学を樹立したとは、例えれば滝沢前掲論などにいわれるところであつて、その注釈における『日本書紀』の多用と先に述べたような「古歌」偽作に見られる注釈態度よりして、そのように判断したいと思う。『俊頬龍脳』を見ておりながら、八五六番歌を俊頬の詠作と明示していないのも、おそらくは三句目を範兼が意識的に改作したからであろうと考へる。

さて、そのようにして成立した『和歌童蒙抄』における八五六番歌注は、上覚の『和歌色葉』（建久九年（一一九八）成立）に採用される。次に該当部分を引用する。引用は、『原装影印版古辞書叢刊』の静嘉堂文庫蔵本の複製本により、私に濁点・句読点を付す。

八十五 いかにせもうさかの森にみをすれば君がしもとの数
ならぬみを

うさかのもりは越中国にあり。その森におはする神の祭の日禰宜ののとを申す時に、その年の中に女の男したる数を申さする也。さて、すはえもちて女のしりを打つ也。さればしりうちの祭となむいひ伝へたる。みをすればとは神に物まゐらするをいふ也。進食とかけり。進食とはみをしすとよむ也。委は日本紀第七にみえたり。

右の引用と先に示した『和歌童蒙抄』の引用部分とを比較してみると、『和歌色葉』は『和歌童蒙抄』の注釈をほぼそのままに取り入れていることがわかる。そして、この際注意しておかねばならないのは、黒田彰子「和歌注釈をめぐつて—和歌童蒙抄と和歌色葉—」（『和歌文学研究』第五三号 昭和六十一年）に指摘があるように、「和歌色葉」においては、注釈に資料を引用する際に、その資料の原典は殆ど参照されていない、つまり資料の孫引きがされているのであって、しかもそうした態度は、『和歌童蒙抄』を除く院政期・鎌倉期の和歌注釈においてごくあたりまえにみられるということである。いま当面している例でいえば、上覚は『日本書紀』に当り直して「委は日本紀第七にみえたり」といつてゐるのではなくて、『和歌童蒙抄』の「委見日本紀第七」をそのままに引用しているだけだということである。このような注釈態度は、「和歌色葉」のこの部分に関していくれば、それほどの問題をおこしているようには見えないのだが、実は「委は日本紀第七にみえたり」という部分の解釈にある種のズレを引き起こすもとになっているのである。即ち、その解釈のズレとは、日本紀第七にみえるのは、「進食」という語の用例ではなくて、うさかのしりうちの祭の記事である、という解釈のズレである。その解釈のズレは、「和歌色葉」においてすでに始まっているのかどうか明らかではないけれども、次に引用する『色葉和難集』（嘉貞二年）（一

二三六）以降、鎌倉中期以前成立か）においては、はつきりと顕在化している。なお、当該個所引用にあたっては、静嘉堂文庫蔵片仮名本により、私に濁点・句読点を付す。

一、ウサカノモリ

イカニセンウサカノモリニミワストモ君ガシモトノ数ナラヌ身ハ

俊頼云、是ハ、越中国ウサカノ明神ト申スカミノマツリノヒ、サカキノシモトニテ、女ノヲトコシタル数ニシタガヒテウツナリ。ランナソノヲリニハネギニシリヲマカセテフセリ。ネギシモトヲモチテ数ヲトフ。オホカルランナハヂテカクセバ、タチマチニ罰アリ。タゞシフルキ歌ノ見エネバシバシ俊頼ガ歌ヲカキテ云ナリ。シリウチノマツリトイヒツタヘタリ。日本紀第七ニ見エタリ云々。

右の引用を一見すればわかるように、この八五六番歌注は、ほとんど「俊頼體脳」の八五六番歌注によつてゐる。ということは、八五六番歌の三句目は「ミワストモ」であつて、「和歌童蒙抄」や「和歌色葉」のように「ミヲスレド（ミヲスレバ）」とはなつていないのである。にもかかわらず、「和歌童蒙抄」や「和歌色葉」にある「日本紀第七ニ見エタリ」という注文をも継承している。ここにおいては、この注文は、日本紀第七にみえるのはうさかのしりうちの祭の記事であると解釈せざるを得ない。つま

り、「色葉和難集」においては、「日本書紀」にあたることなく「和歌童蒙抄」ないしは「和歌色葉」の如き八五六番歌注を読んだために、日本紀第七に見えるのはうさかのしりうちの祭の記事であるという解釈の誤りをおかしてしまったわけである。

四 まとめ

このあたりで、本稿のはじめにとりあげた「彰考館本伊勢物語抄」の問題に戻りたい。ここにおいて、前節まで述べ来たつたところによつて、本来「日本書紀」にあるはずのない、うさかのしりうちの祭の話が「にほんぎに、いはく」として記される事情は了解されるようである。

「彰考館本伊勢物語抄」の加注者は、その同文度よりみて、「おそらくは「和歌色葉」によつて、当該部分の注を記したのである。そしてその際に、「色葉和難集」の著者がおかしたであろう誤解と同じ様に「和歌色葉」の八五六番歌注を誤解して、うさかのしりうちの祭の話を「にほんぎに、いはく」として記したのであろうと考えられる。そしてまた、詠作者の記されていない、三句目が「みをすれば」（本稿で引用した静嘉堂文庫藏本では「みをすれば」）を作るが、例えば流布版本のように「みをすれば」となつてゐる本もある）となつてゐる八五六番歌を「まんようす（万葉集）」の歌としたのである。

以上、「彰考館本伊勢物語抄」の「日本書紀」に見えない「日本紀」の説話を問題の出発点に、その成立の淵源を求めて、「俊頬脳」から「和歌童蒙抄」・「和歌色葉」を経て「彰考館本伊勢物語抄」に至る、「散木奇歌集」八五六番歌注の伝承と変容のありさまを追跡してみた。この場合、「和歌童蒙抄」における藤原範兼による「散木奇歌集」八五六番歌の字句改変とそれと一体をなす「日本紀」を用いた注の付加、それに作者俊頬の名の不注記が、「日本書紀」にない「日本紀」の説話成立の下地を用意し、そして、「和歌童蒙抄」の注説が以降の和歌注釈の世界でいささか不用意に継承されることによつて生じた注文解釈のズレが、終には「彰考館本伊勢物語抄」にみられるがごとき「日本書紀」にはない「日本紀」の説話を万葉擬歌とを生じせしめたのである。

【付記】本稿は、平成六年十一月二十六日の高知大学国語国文学会における口頭発表の内容をもとにしている。また、本稿は、平成六年度文部省科学研究費補助金奨励研究(A)による研究成果の一部である。

（ふくしま・ひさし 高知大学助教授）